

調査レポート

福島県の農業構造変化について

<要 旨>

1. 県内農家数の推移

福島県内の農家数は、2020年に販売農家約4万1千戸、自給的農家約2万2千戸の計約6万3千戸である。販売農家は減少が続く一方、自給的農家は2000年以前に比べ戸数が増加している。農家数は兼業農家を中心に減少しており、それに伴い、耕地は所有するものの農業は行わない「土地持ち非農家数」が増加している。

2. 農業経営体の動向

福島県内の農業経営体数を個人・法人別にみると、2020年に法人経営体が756戸、個人経営体が41,671戸であり、ほとんどが個人経営体である。法人経営体は2.9%と構成比は小さいながらも、増加が続いてきている。農業を取り巻く環境に関しては、農業従事者の平均年齢が上昇しており、仕事としてふだん農業を行う「基幹的農業従事者」は70歳近くと高齢化が進んでいる。

3. 農業の構造変化

農家数・農業経営体数は減少する一方であるが、福島県の新規就農者数は増加基調で推移してきている。また、法人で農業参入する場合の1つである農地所有適格法人数は、福島県において2020年以降横ばいではあるが460経営体前後で推移しており、そのうち株式会社の法人数は増加が続いている。

農業は福島県の県内総生産の構成比が1.4%（2019年度）に過ぎないが、農産物が加工品となり販売される過程で、製造業や卸売・小売業などの様々な産業と関連する裾野の広い産業である。社会変化や後継者難などから農家数は大きく減少している。福島県に関しては東日本大震災と原発事故に伴う風評被害により、農家数減少に拍車がかかってきた。本稿では、福島県内農家数のこれまでの動きと、今後の農業のあり方について考察した。

1. 県内農家数の推移

(1) 福島県と全国の農家数の推移

A. 福島県

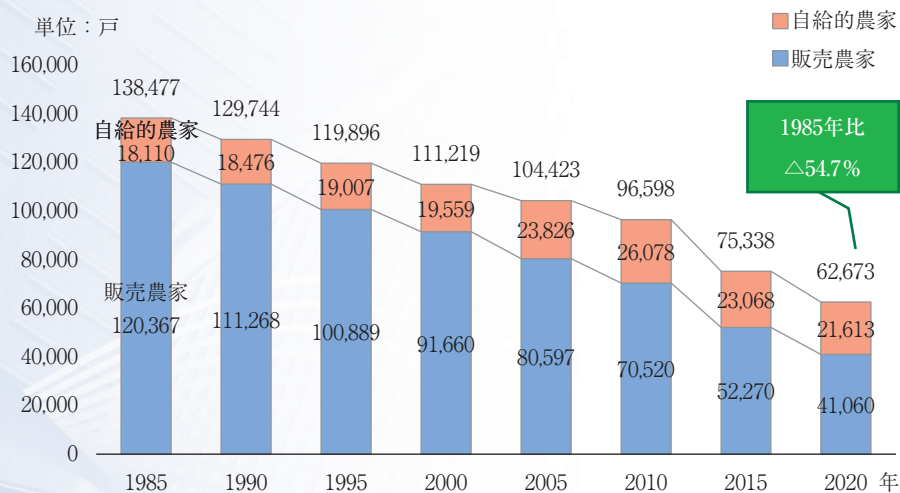
わが国の農業は、1970年代から始まった減反政策といった国内の農業政策のほか、WTO 農業交渉（1986～1993年のウルグアイラウンド）による1995年のWTO協定発効といった外圧を受けてきた。ウルグアイラウンド前の1985年に福島県には農家数が138,477戸あり、そのうち販売農家が120,367戸で9割近くを占めていた。直近の2020年には総農家数が62,673戸（1985年比△54.7%）と半減しており、販売農家は41,060戸（同△65.9%）と7割近くが減少している。逆に自給的農家数は同+19.3%と増加している。販売農家であった農家が規模縮小し、面積や販売金額が基準を満たさなくなったことで、自給的農家に変わっているものとみられる。

2010年から2020年にかけての増減率をみると、総農家数で△35.1%と大きく減少しており、2000年から2010年にかけての△13.1%、1990年から2000年にかけての△14.3%に比べ、減少幅が急拡大した。福島県には原発事故による避難区域設定という特殊事情があるが、避難区域（双葉郡、飯館村、南相馬市小高、田村市都路、川俣町山木屋）の2010年の総農家数7,570戸すべてが2020年にそのまま残ったと仮定しても△27.3%であり、震災や原発事故に関わらず農家数の減少は進んでいる（図表1）。

【農家などの定義】

- ◇農家…経営耕地面積が10 a 以上であるか又は過去1年間の農産物販売金額が15万円以上のどちらかを満たす世帯。
- ◇販売農家…経営耕地面積が30 a 以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。
- ◇自給的農家…経営耕地面積が30 a 未満かつ過去1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家。
- ◇土地持ち非農家…農家以外で耕地等を5 a 以上所有している世帯。

図表1 農家数の推移（福島県）

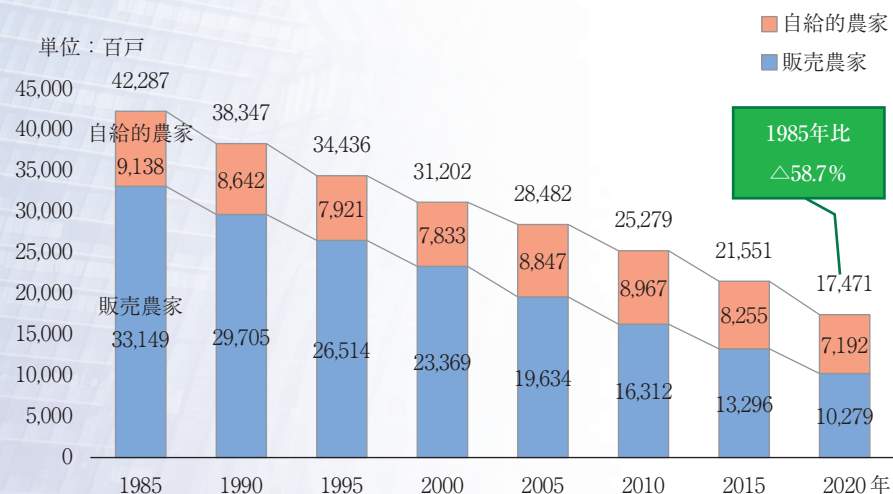


資料：農林水産省「農林業センサス」

B. 全国

全国の農家数は、2020年に17,471百戸（1985年比△58.7%）と、福島県以上に減少している。販売農家の比率は低下し、2020年には58.8%となっており、いわば商売として農業を営む農家は6割程度に過ぎないというのが実態である（図表2）。

図表2 農家数の推移（全国）



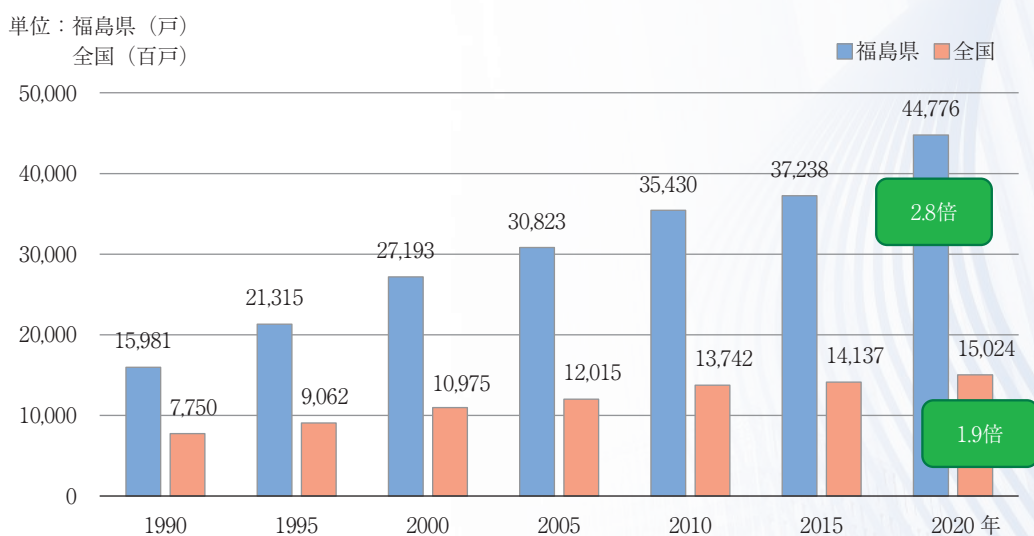
資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 土地持ち非農家数の推移

農家数は減少が続くのに対し、土地持ち非農家数は増加が続いている。農家であったものが規模縮小して、農家の定義である経営耕地面積10a以上又は過去1年間の農産物販売金額15万円以上を満たさなくなったこと、相続で耕地を所有するようになったが、農業を行わないものが増えることによって、土地持ち非農家数は増加してきているものと考えられる。土地持ち非農家数の増加率は1990年比で福島県が2.8倍、全国が1.9倍と、福島県の増加幅は大きい（図表3）。

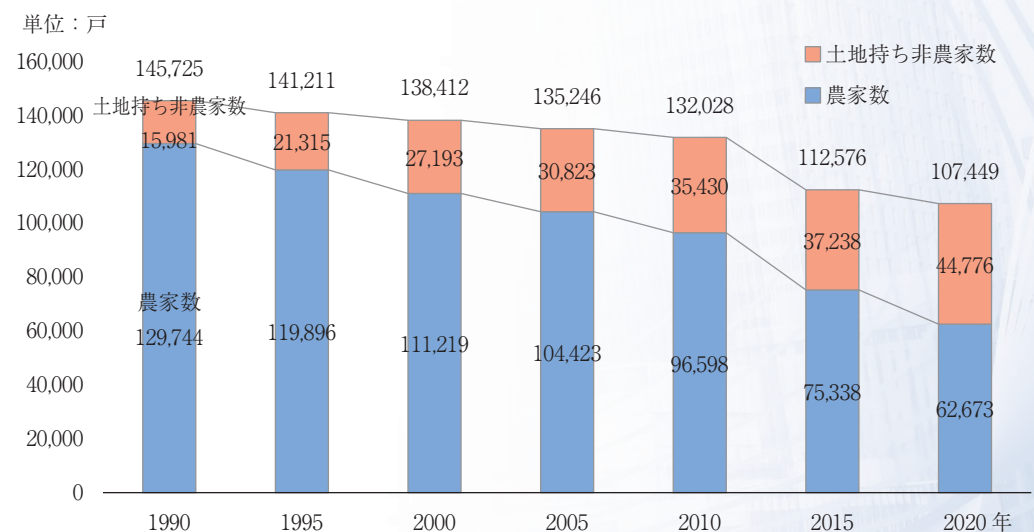
福島県の農家数は1990年から2020年にかけて67,071戸が減少しているのに対し、同時期に土地持ち非農家数は28,795戸が増加している。農家数減少分に対し土地持ち非農家数増加分は4割程度に過ぎず、農家ではなくなり、かつ耕地を保有しなくなった世帯が増えているということになる。2010年までは農家数と非農家数を合わせて13~14万戸で推移してきたが、2015年以降11万戸前後での推移となっており、耕地に関わる世帯数そのものが減少している。2010年から2015年にかけて農家数+非農家数合計が19,452戸減少しており、震災前に避難区域にあった農家7,570戸以上に大きく減っている（図表4）。

図表3 土地持ち非農家数の推移（福島県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

図表4 農家数+土地持ち非農家数合計の推移（福島県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

(3) 専兼業別農家数

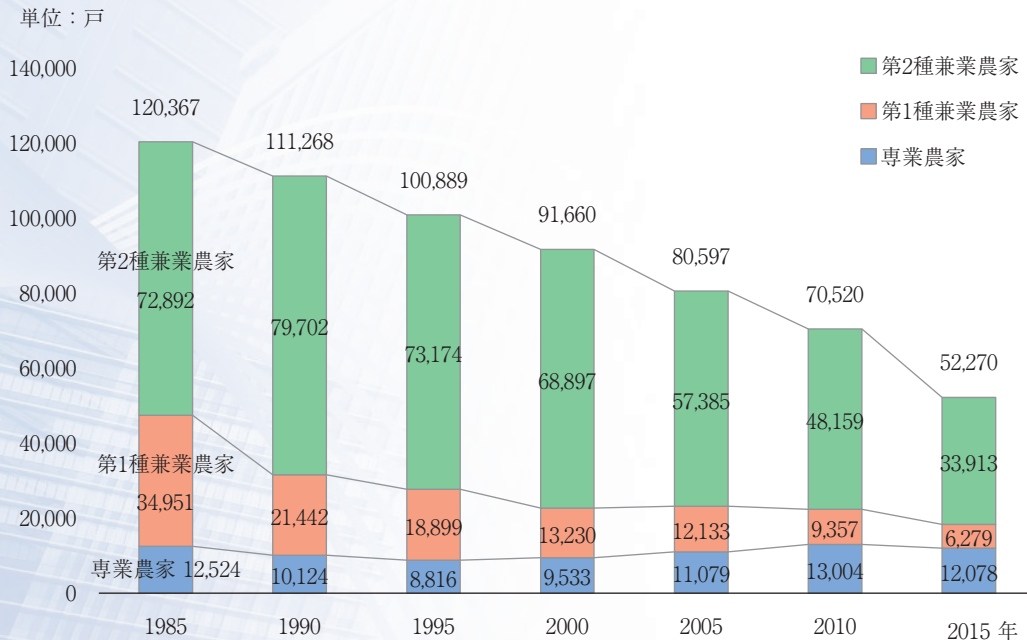
販売農家の中での専兼業別の農家数をみると、2015年に専業農家は12,078戸（構成比23.1%）であり、2000年まで減少基調にあったが2005年以降は増加基調にあり、販売農家に占める構成比が1985年（同10.4%）から上昇している。第2種兼業農家は戸数の減少が続くが、構成比は1985年の60.9%から2015年に64.9%と上昇しており、販売農家の6割以上は農業所得を従としている兼業農家ということになる。第1種兼業農家も減少が続いており、構成比は1985年の29.0%から2015年に12.0%と低下している（図表5）。

専業農家が増えていることは、核家族化の影響で世帯員に勤め人である家族がいなくなり兼業農家から移行したこと、定年により兼業から農業専従になったことなどが影響しているものと考えられる。

【専兼業農家の定義】

- ◇専業農家…世帯員の中に兼業従事者（調査期日1年間に他に雇用されて仕事に従事した者または自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家。
- ◇兼業農家…世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
- ◇第1種兼業農家…農業を主とする兼業農家。
- ◇第2種兼業農家…農業所得を従とする兼業農家。

図表5 専兼業別農家数の推移（福島県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

※2020年調査からは専兼業別の掲載なし

2. 農業経営体の動向

(1) 個人・法人経営体数

福島県内の農業経営体数をみると、2020年の構成比は、法人化していない経営体（個人経営体など）が41,836経営体で98.2%と大半を占め、法人経営体は会社や農事組合法人など合わせて756経営体で1.8%に過ぎない。全国をみても、法人化していない経営体が97.1%とほとんどであり、法人経営体は2.9%にとどまっている。法人経営体は構成比としてまだまだ小さいものの、福島県・全国とも増加してきている（図表6）。

福島県内の農業経営体は、個人経営体は減少が続く一方、法人経営体は増加が続いており、2015年から2020年にかけての法人経営体増加率は+14.9%と上昇している（図表7、8）。

【農業経営体】

- ◇農業経営体…農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、生産または作業に係る面積・頭羽数が基準（経営耕地面積が30a以上の規模の農業など）に該当する事業を行う者。農家の定義（経営耕地面積10a以上または農産物販売金額15万円以上）とは異なる。
- ◇農事組合法人…農業生産の協業を図る法人。組合員は原則として農民であり、行うことができるのは、農業に係る共同利用施設の設置、農業の経営。

図表6 組織形態別の農業経営体数

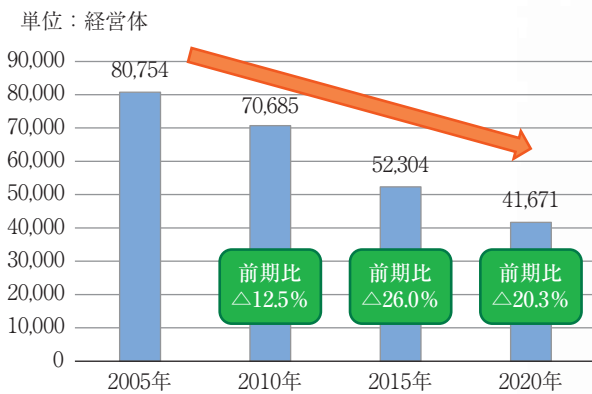
単位：経営体、%

	福島県				全国				
	2010年	2020年	増減率	2020年構成比	2010年	2020年	増減率	2020年構成比	
農事組合法人	100	125	25.0	0.3	農事組合法人	4,049	7,329	81.0	0.7
会社	320	502	56.9	1.2	会社	12,984	19,977	53.9	1.9
各種団体	159	64	△ 59.7	0.2	各種団体	4,069	2,076	△ 49.0	0.2
その他法人	6	65	983.3	0.2	その他法人	525	1,325	152.4	0.1
法人化していない	71,057	41,836	△ 41.1	98.2	法人化していない	1,657,120	1,044,854	△ 36.9	97.1
地方公共団体等	12	6	△ 50.0	0.0	地方公共団体等	337	144	△ 57.3	0.0
計	71,654	42,598	△ 40.6	100.0	計	1,679,084	1,075,705	△ 35.9	100.0

資料：農林水産省「農林業センサス」

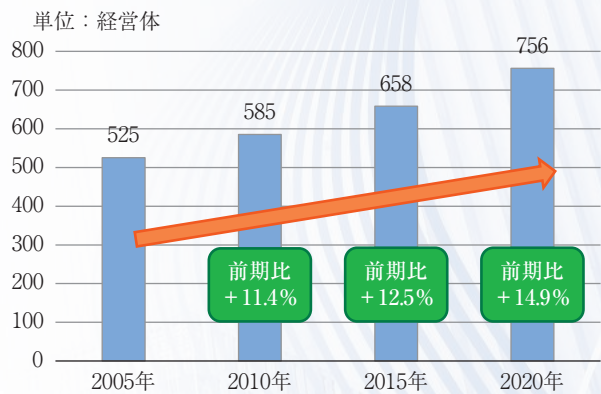
※各種団体は農協や森林組合など

図表7 個人経営体数推移（福島県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

図表8 法人経営体数推移（福島県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

(2) 規模別農業経営体数

福島県内の農業経営体数を年間販売金額別にみると、2020年は8割近くが300万円未満となっており、「販売なし」9.4%、「50万円未満」24.2%と、販売金額が無いまたは非常に少ない農業経営体が3割を超えている。300万円未満の各階層は対2010年比でいずれも40%を超える大幅減少となっている。

2010年に比べ増加しているのは、3,000万円以上の各階層であるが、3,000万円以上の構成比は合わせて1.5%に過ぎない（図表9）。規模拡大した法人経営体が増えたことによって、3,000万円以上の階層が増加したものと考えられる。

図表9 福島県内の販売金額別の農業経営体数

単位：経営体、%

	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～300万円	300～500万円	500～1,000万円	1,000～3,000万円
2010年	7,276	21,088	13,453	18,084	4,800	4,344	2,187
2020年	3,984	10,312	7,674	10,494	3,809	3,574	2,092
2020年構成比	9.4	24.2	18.0	24.6	8.9	8.4	4.9
対2010年比増減率	△ 45.2	△ 51.1	△ 43.0	△ 42.0	△ 20.6	△ 17.7	△ 4.3
	3,000～5,000万円	5,000万円～1億	1～3億	3～5億	5億円以上	合計	
2010年	212	117	69	11	13	71,654	
2020年	254	262	112	11	20	42,598	
2020年構成比	0.6	0.6	0.3	0.0	0.0	100.0	
対2010年比増減率	19.8	123.9	62.3	0.0	53.8	△ 40.6	

資料：農林水産省「農林業センサス」

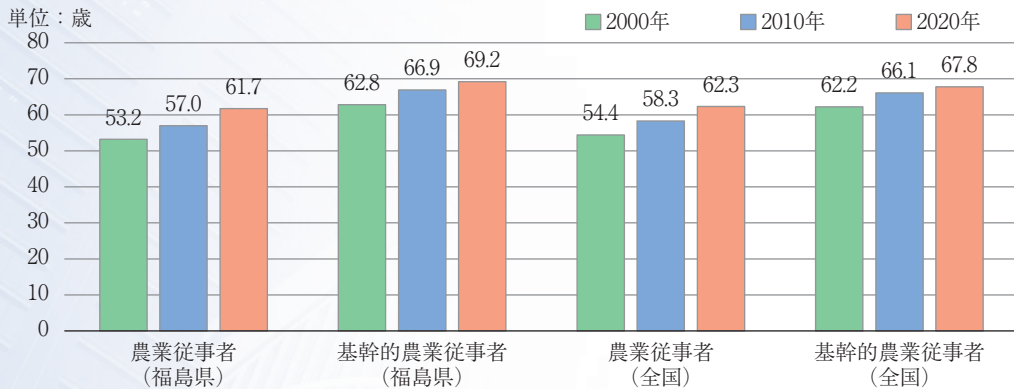
(3) 農業従事者の平均年齢

福島県の農業従事者の平均年齢をみると、農業従事者の中には年間1日だけでも農業を手伝う同居家族も含まれるが、2020年には61.7歳と60歳台に達している。ふだんから農業に従事している基幹的農業従事者は2020年に69.2歳と、70歳台に近づいている。農業従事者の平均年齢が上昇しているのは全国共通の課題であるが、福島県は基幹的農業従事者に対象を限定すると高齢化が全国を上回り進んでいる（図表10）。

【農業従事者等】

- ◇農業従事者…15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に（年間1日以上）自営農業に従事した者。
- ◇基幹的農業従事者…15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

図表10 農業従事者等の平均年齢（福島県）



資料：農林水産省「農林業センサス」

3. 農業の構造変化

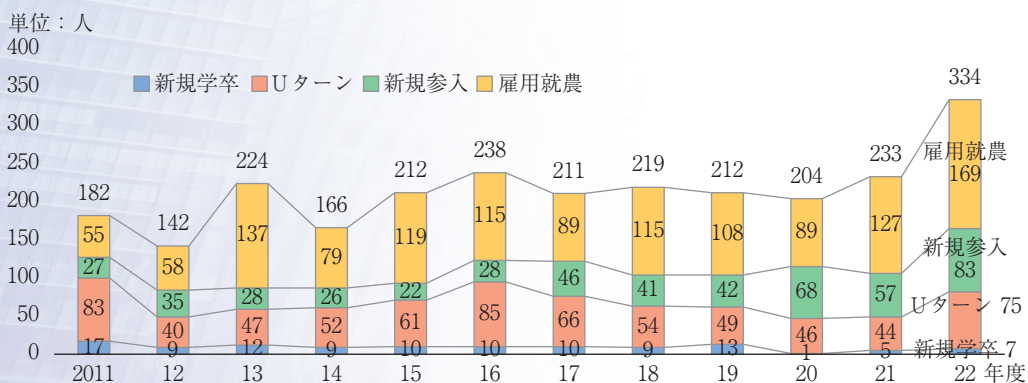
(1) 新規就農者

農家数・農業経営体数は減少する一方であるが、福島県の新規就農者数は増加基調で推移している。2022年度に334人と2011年度以降過去最高であり、特に雇用就農が大きく増加している（図表11）。農家出身者以外を指す「新規参入」も増えてきており、農家出身者以外が新たに農業経営を行うことや、新たに農業法人に勤務することにより、農家数減少に少しでも歯止めがかかっていくことが期待される。

【新規就農者】

- ◇新規学卒…本県農家出身者で卒業と同時に就農した者及び卒業後引き続き行っていた農業研修終了後すぐに就農した者。
- ◇Uターン…本県農家出身者で他産業を離職して就農した者。
- ◇新規参入…本県農家以外の出身者で就農した者。
- ◇雇用就農…企業として農業生産を行う農業法人などで従業者として働く者。

図表11 福島県内の新規就農者数（就農形態別）



資料：福島県「令和4年度の新規就農者数について」

※新規学卒・Uターン・新規参入はいずれも自営就農

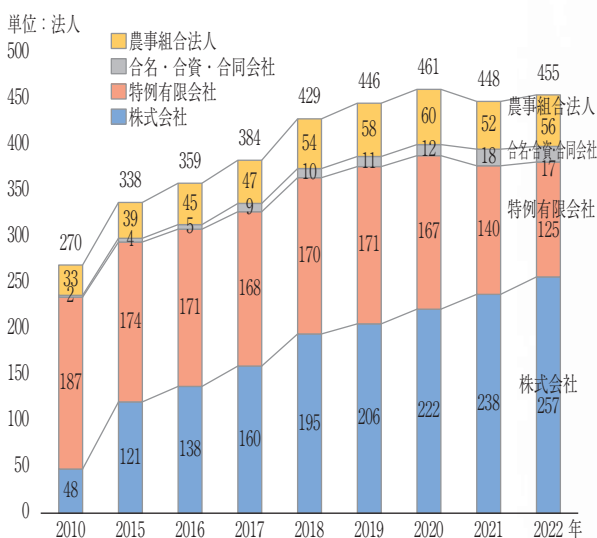
(2) 法人の農業参入

法人が農業参入する場合には、農地を所有する場合と賃借の場合があり、農地の所有は農地所有適格法人であれば可能である。農地所有適格法人は、主たる事業が農業であること、役員の上半が法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であることなどの要件を満たす必要がある。賃借（リース）であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことが不要で、全国各地でも法人による農業参入が可能である。

福島県内の農地所有適格法人数は、2020年からは横ばいではあるが460法人前後あり、中でも株式会社の組織は増加が続いている（図表12）。全国の農地所有適格法人数については、増加の一途を辿っており、20,000法人に達している。中でも株式会社と農事組合法人は増加が続いている（図表13）。リースによる農業参入件数は、2009年に規制撤廃され、どこでも一般企業の参入が可能となったことで、増加が続いてきている（図表14）。福島県は全国第8位となる139法人がリースにより農業参入している。

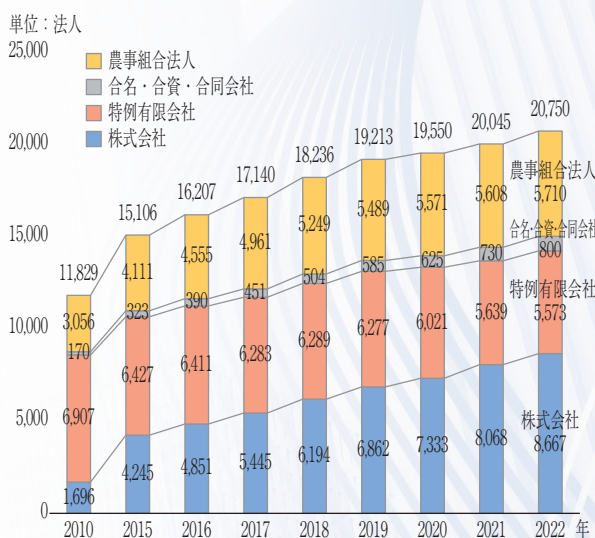
今後の農業は、個人が所有する農地をリースするなどして大規模集約化し法人が運営し、農業就業者は法人に雇用される人たちという流れが進んでいくことも考えられる。

図表12 農地所有適格法人数推移（福島県）



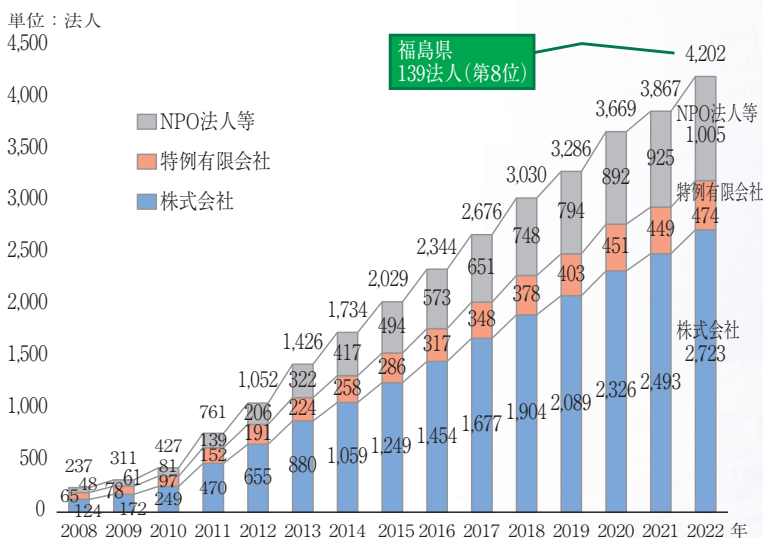
資料：福島県「福島県農林水産業の現状」

図表13 農地所有適格法人数推移（全国）



資料：農林水産省「企業等の農業参入について」

図表14 リース法人の農業参入数推移（全国）



資料：農林水産省「企業等の農業参入について」

(3) スマート農業

収益向上や人手不足解消、業務効率化を図るために、ロボット、AI、IoT など先端技術を活用した「スマート農業」の普及に注目が集まる。農業分野に活用されている事例としては、自動走行トラクター、自動運転田植え機、水田の水管理を遠隔・自動制御化するほ場水管理システムなどがあり、ドローンや AI を活用することで、高度な農業経営が可能となる。

福島県は2021年3月公表の「福島県スマート農業等推進方針」において、スマート農業の導入により期待される効果などを示している。福島県は、経験の浅い農業者でも熟練者並みの作業ができるよう「誰もが取り組みやすい農業の実現」、スマート農機などを活用した大規模で効率的な経営を行う「省力化・効率化による担い手の経営規模拡大の実現」などを目指し、スマート農業等の導入経営体数を2020年度の525経営体から2025年度に810経営体まで増やすことを推進目標としている。

スマート農業の導入により期待される効果、現状と課題

【期待される効果】

○記憶・解析（匠の頭脳）

位置情報と連動した経営・ほ場管理システムによる効率化、AIによる病害虫診断等

○センシング・センサー（匠の眼）

ドローンによるセンシング、環境測定、収量コンバイン等

○自動・リモート（匠の手）

ロボットトラクター、水管理システム、施設の環境制御装置等

【現状と課題】

○初期費用が大きな負担 ⇒リース・シェアリング等の支援サービス体制整備

○狭小なほ場等で位置制御が不安定 ⇒農地の区画整理、情報通信環境の整備

○スマート農業等の知識や機器操作を習得・実践できる人材育成

資料：福島県「福島県スマート農業等推進方針」

4. さいごに

農家数の減少と農業従事者の高齢化は全国同様に福島県においても大きな問題となっている。そのような中、明るい展望としては、福島県の新規就農者数が増加基調で推移してきていることである。特に農家出身者ではない人の新規参入が増えていること、農業法人などに雇用される就農者が増えていることである。新規参入が増えていることは、ビジネスとしての農業に魅力を感じる人が増えていること、雇用就農者が増えることは、地域の雇用場所として農業が見直されてきているあらわれであると考えられる。

また、現在は個人経営体が大半を占めているが、法人経営体が少ないながらも増えてきている。小規模な個人経営体から大規模化した法人経営体へ集約化が進んでいくことで、農地リースによる耕作放棄地の有効活用などが期待される。これからの農業は、人手不足対策や業務効率化を図るために、ロボットや AI を活用したスマート農業の普及がカギを握っている。農家数の減少は後継者不在もあり止めることは現状として難しい問題である。農家数が減少する分の役割を少しでも補うためには、県内全体で効率的な農業を実現していくことが不可欠であり、そのためにもスマート農業の推進が求められる。

(担当：高橋宏幸)